

令和4年度 第17回庁議要旨

日時：令和4年12月5日（月）

午前9時～午前9時20分

会場：庁議室

[審議事項]

1 子ども医療費助成受給者証の有効期間の見直しについて（保健福祉部）

子ども医療費助成事業について、平成30年4月から所得制限を撤廃したことに伴い、受給資格登録の年次更新が形骸化している。また、令和4年4月から助成対象者を18歳到達年度末日までに拡大している。

年次更新を廃止し、受給者証の有効期間を18歳到達年度末日までとすることで、受給者の証交換の負担削減と、更新に係る事務負担及び経費の削減を図る。

(1) 主な内容

子ども医療費助成受給者証の有効期間を18歳に達する日の属する年度の末日までとする。

石巻市子ども医療費の助成に関する条例 改正内容

改正後	現行
(受給資格の登録) 第5条 2 前項の登録は、 <u>助成対象者が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで有効とする。</u> 3 市長は、保護者から提出された登録申請書の審査の結果を保護者に通知するものとする。	(受給資格の登録) 第5条 2 前項の登録は、 <u>登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。</u> 3 <u>受給資格の登録を受けた保護者が当該登録の有効期間の満了後、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書（以下「更新申請書」という。）を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。ただし、特に市長が認めたときは、更新申請書の提出を省略させることができる。</u> 4 市長は、保護者から提出された登録申請書 <u>又は更新申請書</u> の審査の結果を保護者に通知するものとする。

(2) 今後の予定

令和5年 2月 市議会第1回定例会に令和5年度当初予算案及び石巻市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について提案

(施行予定年月日：令和5年10月1日)

8月 市報・ホームページによる周知

9月 対象者に受給者証を発送

10月 施行

2 国民健康保険高額療養費の支給手続き簡素化の実施について（保健福祉部）

「地方からの提案等に関する対応方針（地方創生及び地方分権改革の推進「項目：住民サービスの向上：平成28年12月20日閣議決定」）を踏まえた国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第49号）の施行により、高額療養費の支給申請について、手続きを簡素化することが可能となった。

初回申請書の提出により以降の申請手続きを省略することで、被保険者の負担軽減、事務効率化と経費削減を図る。

(1) 主な内容

高額療養費制度とは、支払った医療費の一部負担金が当該世帯の負担限度額（月額）を超えたときに、申請により超えた分が支給される制度である。

初回申請書の提出により、以降の支給対象についても当申請書に記載された振込先に支給を行う。

（令和6年1月から実施予定）

石巻市国民健康保険条例施行規則（平成17年規則第113号）改正内容

改正後	現行
（高額療養費の受給手続き）第5条 世帯主は、法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受けようとするときは、高額療養費支給申請書を市長に提出しなければならない。	（高額療養費の受給手続き）第5条 世帯主は、法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受けようとするときは、 <u>高額療養費支給申請書に療養に要した費用を支払った事実を証する書類を添えて</u> 市長に提出しなければならない。

(2) 今後の予定

令和5年 2月 市議会第1回定例会に令和5年度当初予算案について提案

3月 石巻国民健康保険条例施行規則の一部改正

（施行予定年月日：令和6年1月1日）

12月 市報・ホームページによる周知

令和6年 1月 施行

[報告事項]

1 令和4年人事院勧告に伴う給与改定について（総務部）

令和4年8月8日、人事院は、国家公務員と民間給与との比較を行った結果、月例給については民間較差（0.23%）を埋めるため、人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、ボーナスについても、民間事業所の支給割合を0.11月分下回っていたことから、勤務実績に応じた給与の推進等の観点等を踏まえ、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げる等の勧告を行った。

本市職員の給与について、地方公務員法の給与決定原則に基づき、国家公務員の給与に準拠することとし、所要の改定を行うもの。

(1) 主な内容

令和4年人事院勧告に準じて、給料表及びボーナスの改定を行うこととし、石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する。

ア 給料表の改定（令和4年4月1日に遡及適用）

行政職給料表について、初任給を上級（大卒程度）3,000円、初級（高卒程度）4,000円程度引き上げる。また、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について、20歳台半ばに重点を置き、全体で平均0.3%の引き上げを行う。

また、医療職、幼稚園職及び労務職給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。

イ ボーナスの支給割合の改定

① 一般職（任期付職員・再任用職員を含む。）

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現 行	1.200 (0.675)	0.95 (0.45)	1.200 (0.675)	0.95 (0.45)	2.40 (1.35)	1.90 (0.90)	4.30 (2.25)
改正後	1.200 (0.675)	0.95 (0.45)	1.200 (0.675)	<u>1.05</u> (<u>0.50</u>)	2.40 (1.35)	<u>2.00</u> (<u>0.95</u>)	<u>4.40</u> (<u>2.30</u>)
R5.4以降	1.200 (0.675)	<u>1.00</u> (<u>0.475</u>)	1.200 (0.675)	<u>1.00</u> (<u>0.475</u>)	2.40 (1.35)	<u>2.00</u> (<u>0.95</u>)	<u>4.40</u> (<u>2.30</u>)

※ 括弧内の数値は、再任用職員に適用される支給割合

※ 会計年度任用職員は、勤勉手当の支給対象外であるため、改定の影響なし

② 特別職（市長、副市長及び教育長）・特定任期付職員

支給割合	6月		12月		計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
現 行	1.625	-	1.625	-	3.25	-	3.25
改正後	1.625	-	<u>1.675</u>	-	<u>3.30</u>	-	<u>3.30</u>
R5.4以降	<u>1.650</u>	-	<u>1.650</u>	-	<u>3.30</u>	-	<u>3.30</u>

※ 国の指定職に準じて、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる。

ウ 改正が必要となる条例

- ① 石巻市職員の給与に関する条例
- ② 石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
- ③ 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- ④ 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- ⑤ 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

エ 参考（改定による影響額）

《初任給》

（単位：円）

区 分	号給（基本）	現給料	改定給料	改定額	改定率
上級（大卒程度）	1級25号給	182,200	185,200	3,000	1.6%
中級（短大卒程度）	1級15号給	163,100	167,100	4,000	2.5%
初級（高卒程度）	1級5号給	150,600	154,600	4,000	2.7%
会計年度任用職員：事務職員 週29h※()はフルタイム	1級1号給	109,339 (146,100)	112,332 (150,100)	2,993 (4,000)	2.7%

《給料表改定・モデルケース》

（単位：円）

区 分	号給（モデル）	現給料	改定給料	改定額	改定率
主査・主任主事級	3級18号給	256,500	258,200	1,700	0.7%
主事級	2級16号給	221,500	224,500	3,000	1.4%
主事級	1級32号給	193,900	196,900	3,000	1.5%
労務職	3級30号給	241,500	244,000	2,500	1.0%

※ 上記表は、給料表の改定により差額支給を受けることになる行政職及び労務職の例

※ 行政職給料表5級以上の職員には改定の影響なし

《ボーナス・12月期総支給額》

(単位：円)

区分 (モデル)	改定前	改定後	改定差額
行政職・45歳・大学卒	857,575	905,216	47,641

(2) 今後の予定

令和4年12月 市議会第4回定例会に、石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び
令和4年度一般会計及び各種会計補正予算案を追加提案

【その他】

- ・成人式の名称について (教育委員会事務局)
- ・施政方針編成について (復興企画部)

以上